

# 労務相談室

## 第1回



社会保険労務士 **大倉 昭治** (あらた経営労務事務所)

所属 愛知県社会保険労務士会  
社団法人名古屋南労働基準協会 短時間労働者均衡待遇推進等事業コンサルタント  
企業勤務経験を活かした労務管理を得意分野とする。  
※個別のご相談は中川法人会事務局を通してお願いします。

# 雇用調整助成金 (中小企業緊急雇用安定助成金) について

“100年に一度”の大不況を乗り切って頂くための助成金のポイントをQ&A形式で説明します。  
(『助成金』は、金融機関などからの借入金と違い、返済が不要な資金です。)

Q

## 雇用調整助成金とは？

A

「雇用調整助成金」は、景気の変動や産業構造の変化などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせて雇用を維持する場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成する制度です。

Q

## 「中小企業緊急雇用安定助成金」と「雇用調整助成金」の違いは？

A

昭和50年第1次オイルショック時に誕生した30年の歴史を持つ「雇用調整助成金」が、昨年12月に対象事業主を中小企業に限定、大幅に条件緩和されました。それが「中小企業緊急雇用安定助成金」です。対象が「中小企業緊急雇用安定助成金」は中小企業、「雇用調整助成金」の方は大企業。助成金額以外はほとんど同じ内容です。以下、「中小企業緊急雇用安定助成金」の例で説明します。

Q

## 「中小企業緊急雇用安定助成金」の支給要件は？

A

- 雇用保険の適用事業主であること
  - 景気の変動、産業構造の変化等に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であること(季節的変動、事故や災害による変動、行政処分や司法処分による変動を除く)。  
具体的には、売上高又は生産量などの最近3ヵ月間の平均値が、その直前3ヵ月または前年同期に比べ5%以上減少していること(5%未満の減少の場合でも、直近の企業会計上の決算であって通期、半期又は四半期のいずれかが赤字であれば要件を満たします)。
  - 労使間の協定に基づいて、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向させる事業主であること  
①「休業」とは、「労働者がその事業所において、所定労働日に働く意思および能力があるにもかかわらず、労働することができない状態」をいいます(一般的には「一時帰休」)。したがって、有給休暇中のように労働の意思そのものがない場合、疾病等による欠勤のように労働能力を喪失している場合等は対象となりません。  
事前に計画届で届け出れば1日単位だけでなく短時間(1時間以上)の取得も認められます。
  - 「教育訓練」とは、「職業に関する技能、知識又は技術を習得又は向上させることを目的とする教育、訓練及び講習等で、所定労働日の所定労働時間内に実施されるもの」をいいます。  
現在就いている職業に直接関係するものに限らず、現在就いている職業に関連する周辺の技能、知識に関するもの、事業活動の縮小等に伴い配置転換をする場合必要な訓練も含まれます。
  - 「出向」省略  
\*1注意 この助成金における、休業・教育訓練及び出向の対象者は、雇用保険の被保険者(雇用期間6ヵ月以上1年未満かつ週の所定労働時間20時間以上の雇用保険被保険者でない方も含む。なお65歳以上の前記該当者は平成21年6月30日まで。)であって、以下に該当する方を除きます。
    - 解雇を予告されている方
    - 日雇労働被保険者
    - 特定求職者雇用開発助成金など雇入れに係る助成金の対象者となる方
    - 実施する休業にかかる一つの期間の全部にわたる病欠者
  - 書類の整備、適正な雇用管理等を行っていること
    - 休業手当を、平均賃金(\*2)の60/100以上支払うこと
    - 労働保険料(労災・雇用の保険料)を滞納していないこと
    - 就業規則、給与規程、賃金台帳、出勤簿、総勘定元帳等の法定帳簿類等が適法に作成、運用され労働基準法等の法令を遵守していること
- \*2「平均賃金」とは、各休業期間以前(直近賃金締切日からさかのぼって)3ヵ月に支払われた賃金総額(通勤手当含む)を、その期間で除した金額

Q

## 「中小企業緊急雇用安定助成金」はいくら貰えるのですか？

A

- 休業した場合  
「休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額」の5分の4(上限7,730円)  
(例)「平均賃金額」が12,000円、労使協定率(80%)を乗じた後の「基準賃金額」が9,600円で、対象労働者が50人、1ヵ月に4日の休業を行ない、12ヵ月続いた場合  
→「基準賃金額」9,600円×4/5(7,680円)×50人×4日×12ヵ月=18,432,000円
- 教育訓練を実施した場合  
教育訓練費として1日1人6,000円を①に上乗せします。

Q

## 受給のための手続きは？

A

窓口  
愛知労働局 あいち雇用助成室(〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング14階 TEL (052) 219-5518)  
申請期限  
・計画届: 休業等の初日の前日まで(ただし、書類不備で受理してもらえない可能性もあるためできる限り前もって提出することを推奨します)  
・支給申請書: 支給を受けようとする賃金締切日の翌月から1ヵ月以内  
\*助成金は、会計検査院の検査の対象となります。万一不正・虚偽の申請があった場合は、返還しなければなりませんのでご注意ください。